

Y.S 5w

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	[Redacted]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} 良^り心^{しん}に従^{したが}って、 ^{しんじつ}真^{しん}実^{じつ}を述^のべ、

なに ^{ごと}何^な事^{ごと}も ^{かく}隠^{かく}さず、 ^{いつわ}偽^{いつわ}りを述^のべない

ことを ^{ちか}誓^{ちか}います。

氏名

[Redacted Name]

速 記 録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事 件 番 号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

本 人 氏 名 [REDACTED]

原告兼原告ら代理人(前田)

- 1 [REDACTED]さんは都城工業高等専門学校の教員をしておられますが、経歴と専門の領域について簡潔に述べてください。

私は1972年、鹿児島で生まれました。それから大学、大学院の博士課程まで法学を学び、博士号を取得しました。現在は都城高専で法学の准教授をしております。また日本国内、海外の大学においても憲法と人権の授業を担当しております。法社会学を専門にしています。中でも対象として憲法、人権、国際法といったものを特に専門にしております。

- 2 日本国憲法の研究者という立場から、日本国憲法に対する評価を述べてください。

すばらしい憲法だと思います。一般には憲法前文、そして9条がすばらしい。もちろんそうなんですけど、私は特に97条に熱いものを感じています。97条に書かれていることは、この憲法に書かれている人権は人類の多年にわたる努力の成果であり、決して独りよがりな特定の国が作ったものではない、私たちが次の世代に伝えるべきものだという決意が書かれてある、すばらしい条文だと思います。また12条では、私たちがこの憲法に書かれている権利を不断努力により保持しなくてはならないということで、私たちが常に憲法と向かい合うということを書いてあるという点でも高く評価してあります。

- 3 日本国憲法が制定されたときに、当時の文部省が中学生用に「あたらしい憲

法のはなし」というのを作成していますね。

はい。

- 4 これについては、教育者という立場にもある[]さんはどのように評価しておられますか。

戦争が終わり、先ほどのお二人の証言にもありましたが、暗い状態にあった日本の子供たちに対して、これから一切戦争はしないという新しい社会の姿を描き、そして、そういう国を作ろうという決意に満ちた文章だと思います。戦後だけではなく今でも、私たち教育者にとって重要な問題提起と教育の指針を示していると考えます。

- 5 2015年9月、安保関連法が成立しましたが、その国会審議の過程で多くの憲法学者が安保関連法は憲法違反であるという見解を示していましたね。

はい。

- 6 しかしながら、それが法律として成立しました。そのときの[]さんの思いを述べてください。

非常に落胆しました。その参考人質疑で呼ばれたのは3名の先生方で長谷部恭男先生、小林節先生、それと笹田栄司先生でした。この著名な3名の憲法学者が、いずれも憲法違反であると。安保法制案は、決してこれまでの解釈から導かれるものではないと、そう陳述されました。決して法学は多数決で決まるものではありませんが、その3先生方の意見をその後政府自民党は無視し、強行採決に至りました。非常に落胆いたしました。

- 7 そのほか、憲法学者の方々に対するアンケートをした番組がございましたか。

はい。テレビ朝日の報道ステーションだったと思うのですが、恐らく皆さん方も読んだことのある憲法百選に執筆されている研究者198人を対象にしたアンケートでした。恐らく私の記憶が確かだと9割が憲法違反であると明確にお答えになり、この安保法制案が憲法違反で

はないと発言したのは、たった3名しかいなかったと記憶しております。

- 8 憲法学者の方々が安保法制を違憲とするというのは、何が違憲だというのが多いのでしょうか。

第9条の解釈では集団的自衛権は認められないという立場だったんですけども、これまではそういう解釈でありましたし、憲法学者の違憲だとおっしゃった方は、今回の安保法制案では集団的自衛権を認めることになってしまうと、それが問題である、憲法違反であるというふうに言っていたと記憶しています。

- 9 集団的自衛権行使を容認するところが違憲であると、そういう御主張は[]さんも同じですか。

はい、私も同様です。

- 10 そのほか、[]さん御自身が安保関連法の中で何が問題であるというふうに捉えておられますか。

まず、過程の中でだったんですけども、2015年でしたか、当時の安倍首相が集団的自衛権は合憲であるという趣旨の発言をします。そして、砂川事件の判決を引き合いに出しまして、集団的自衛権は認められているんだと、こういう趣旨の発言をするわけです。ところが、皆さんも御存じのとおり、砂川事件の判決は日米安全保障条約の合憲性を問うたものであり、決して集団的自衛権や個別的自衛権も含めて、それが論点にはなっておりませんでした。しかし、そのような最高裁判決までねじ曲げて合憲であるかのように振る舞ったということが非常に大きな問題であると私は考えております。

- 11 内容もさることながら、その組み立て方というか、主張の仕方に問題があるということですか。

はい。

- 12 そのほか、安保関連法について、教育者という立場で苦慮しておられることがありますか。

私は冒頭述べましたとおり、いろんな大学で法学、憲法学を教えています。しかしこれは、今回のこの安保法の成立のロジックは、どうしても学生に整合性のある形で説明が付かないと思っています。私たち法律家、私も法学者の端くれではございますが、法律というこの制度を維持してきた我々、その行為を全て無に帰するようなことではなかったかと考えています。とても教育現場で教えることのできない内容であると思っています。

- 13 別のことをお尋ねします。この安保関連法が憲法違反であるという我々の訴訟は、ここだけではなくて各地で行われているんですけども、既に判決が出ておりまして、平和的生存権や人格権が侵害されたというのが私たちの主張なんですけれども、裁判所によっては平和的生存権は具体的な権利ではないとして我々の主張を排斥している裁判体がございます。これについて吉井さんはどうお考えですか。

私見ですが、平和的生存権は具体的な人権であるというふうに私自身は研究者としては考えております。根拠を一応述べますと、2008年だったと思うんですが、名古屋で高裁判決だと思うんですけど、イラクへの自衛隊派遣に関する差止め訴訟があったんです。その高裁判決におきまして、判決文の中に、まず平和的な生存権というのは私たちが生活を行う際に保護されなくちゃいけない全ての人権に先立つ具体的な権利として存在するんだと、基盤的な権利という書き方でしたかね、そういう書き方で具体的な権利として記されております。判例としても平和的生存権は認められているものと私は考えております。

- 14 また、戦争やテロの危険が具体的に迫っているとは言えないので、人格権が侵害されたということもできないという、そういう判断も示されているんで

すが、この点についてはどう思われますか。

人格権として認められると世界的な潮流ではなっているのではないかと考えます。根拠ですが、2000年なんですけれども、当時、国連の2000年のミレニアム総会というのが開かれました。当時の事務総長はアナン事務総長でした。彼は人間の安全保障という新しい概念を出し、地球上の全ての人間が恐怖からの自由、そして欠乏からの自由という権利があるんだということを前提として全世界に呼びかけます。日本でも、当時森首相だったんですけれども、委員会ができ、緒方貞子さんを含めました委員会の下で、委員会の報告書を作成します。それが2003年、小泉首相に出されます。そして、それを受理します。小泉首相はその報告書を尊重するという立場を取りました。全世界の傾向として、そして日本も国連の一加盟国として、この人間の安全保障を認めるという立場に立っている以上、人格権は具体的な権利として認められるものだと私は考えます。

- 15 アナン国連事務総長の人間の安全保障という概念の中には、恐怖からの自由が侵害されていると、こう理解すればいいのでしょうか。

はい、そのように考えます。

- 16 最後に、憲法を研究してこられた立場から、この裁判所に向けて何か述べておきたいことがあれば述べてください。

この訴訟は、もちろん安保法に関する新しい様々なことが憲法違反であるということを私も含めて主張しているわけです。ですが、それと同時に私たちの国が三権分立の国家であり、法曹は行政、そして立法と一線を画して、きちんと意見が言える、そういう国になっているんだということを問う裁判であるというふうに考えています。裁判官の皆様、そして国側の代理人の皆様も恐らく法学の勉強をする中で様々な理論に触れ、憲法の持つ理念に心動かされたときもあったのではな

いかと思います。それが今、非常に恣意的な政治的な要因で覆されようとしています。これは単に一地方で起こった政治に対するエクスキューズではなく、法律とは何なのか、三権分立とは何なのかということ問う裁判だというふうに考えています。どうぞ裁判官の皆様には御一考のほどよろしく申し上げます。

被告指定代理人（阿波野）

17 特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安 富 元 美

